

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「名称）」を「名称及び代表者職氏名）」に改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注）印鑑証明書を添付してください。

様式第二号中「名称）」を「名称及び代表者職氏名）」に改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注）印鑑証明書を添付してください。

様式第三号中「名称）」を「名称及び代表者職氏名）」に改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注）印鑑証明書を添付してください。

様式第七号中「あて先」を「宛先」ひく「名称）」や「名称及び代表者職氏名）」に改める。

様式第九号中「あて先」を「宛先」ひく「にあっては、名称）」や「にあっては、名称及び代表者職氏名）」ひびぬゝ「㊟」を証ひぬ。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。